

## 大分市施設等提案型ネーミングライツ・パートナー募集要項

大分市では、大分市ネーミングライツ事業に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、民間事業者等からネーミングライツ事業を行う施設等に係る提案を募集する「施設等提案募集型」によるネーミングライツ・パートナーを募集します。

### 1. 目的

施設等への通称を付与する権利（ネーミングライツ）の活用により、市有施設等のさらなる魅力向上を図るとともに、市有財産の有効活用による自主財源の確保を目的としており、市、ネーミングライツ・パートナー、市民のそれぞれにとってメリットになるような協働の取り組みとして行います。

### 2. 対象施設等

スポーツ施設、文化施設、公園など不特定多数の市民が利用する公共施設を対象とします。ただし、市役所などの庁舎、学校、幼稚園、保育所等施設の性格上ネーミングライツの導入が適当でないとは判断するものは対象外とします。

なお、市が開催するイベントや講座などのソフト事業についても、同様の取扱いとします。

### 3. ネーミングライツ期間(契約期間)

原則として、3年から5年の期間で提案してください。ネーミングライツの開始時期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議することとします。

### 4. ネーミングライツ料

消費税及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

- ◆ 施設の機能向上に関する提案のうち、費用換算が可能なものについては提案金額に含めて審査します。ただし、実現可能性の高いものに限りします。

### 5. ネーミングライツ料以外の費用負担

施設名称の表示（看板等）を通称に変更することができます。この変更や新設に伴う費用、契約期間中における維持修繕に要する費用及び契約期間終了後の原状回復に要する費用をネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

- ◆ 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関との協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置は、設置の可否を含めて協議します。

- ◆ 表示サイン・看板等は、屋外広告物許可基準の遵守と周囲の景観との調和に沿った大きさやデザイン等により設置していただくこととなりますので、表示できる内容に一定の制約があります。

## 6. 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できるものとし、個人及び次の事項に該当する法人は応募することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する法人
- ② 応募時点で、本市の指名停止措置を受けている法人
- ③ 暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中であるもの
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は更生手続きをしている法人
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する法人
- ⑥ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に該当する法人
- ⑦ 市税（大分市税）を滞納している法人
- ⑧ 指定管理者制度を導入している市有施設にあっては、指定管理者の事業目的を競合する法人（指定管理者及びその関連企業は除く。）
- ⑨ その他ネーミングライツ・パートナーとして不相当と認められる法人

## 7. 通称の命名条件

施設にふさわしい通称として、分かりやすく市民に親しまれるものを条件とします。

その他、通称として使用できないものは、ガイドラインの 5（3）に掲載のとおりです。

なお、通称の使用開始時期については、協議のうえ決定しますが、ネーミングライツ・パートナーは通称の使用開始時期までに、原則となる表示サイン、看板等の変更を終えていただくことが必要です。

## 8. パートナーメリット等

- (1) 通称による施設等名称看板、施設等内表示を設置することができます。
- (2) 市の広報誌やホームページ等における施設名称の記載には、原則として通称を使用します。なお、通称とともに市が定めている施設名称を併記する場合があります。
- (3) ネーミングライツ・パートナーのホームページ等でネーミングライツ・パートナーで

あることを広報することができます。

- (4) ネーミングライツ・パートナーは、当該施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

## 9. 提案について

- (1) 1者で複数の施設等に係る提案をしていただくことができます。
- (2) 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。(ただし、選考の結果などに基づく協議による修正を妨げるものではありません。) また、提出された提案書類等は返却いたしません。
- (4) 提案を途中で辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (5) 提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

## 10. 応募方法

### (1) 事前相談

施設等提案募集型によるネーミングライツの取得を検討する際は、対象施設であるか否か等の確認も必要となりますので、応募前に必ず大分市役所財務部管財課へ相談を行ってください。

### (2) 提出方法

(4) に掲げる提出書類を、(5) に掲げる募集期間内に持参又は郵送してください。

### (3) 提出部数

原本1部と写し1部

### (4) 提出書類

- ① 大分市ネーミングライツ・パートナー提案書(様式1)
- ② 会社概要及び直近2か年の決算報告書
- ③ 印鑑証明書(法人の代表者印)(原本)
- ④ 登記事項証明書(商業登記簿謄本等)
- ⑤ 市税完納証明書
- ⑥ 大分市暴力団排除条例に基づく暴力団等でない旨の誓約書
- ⑦ 施設の魅力向上に関する提案のうち金額換算できるものについての見積書等
- ⑧ 地域活動や社会貢献等の実績及び今後の計画(様式2)
- ⑨ 通称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要がわかるもの

(5) 募集期間

随時募集しております。(受付時間：8時30分～17時15分)

ただし、持参の場合には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除きます。

(6) 申込（提出）先

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号（大分市役所5階）

大分市財務部管財課

(7) 留意事項

- ① 提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用については、提案者にご負担いただきます。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 提出書類等は返却いたしません。
- ④ 提出書類等は関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、大分市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ⑤ 施設等提案募集型によりいただいた提案は、選定手続きの途中で施設等特定募集型の手続きに転換することもあります（市が改めてネーミングライツ・パートナーの募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合など）。

※提案の申込みは（6）の管財課で受け付けますが、受付後は、提案のあった施設等を所管する部署において所定の事務を進めます。

1.1. 選定方法等

選定にあたっては、大分市が別途設置する選定等委員会において、ガイドライン掲載の（別紙1）に従って総合的に評価します。

また、応募者が1者のみの場合も、選定等委員会においてネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか否かについて選定等を行います。

1.2. 選定結果の通知

申込みいただいた提案について、不採用の決定又は施設等特定募集型事業に移行する旨の決定をした場合は、原則4月以内に提案者に文書で通知いたします。

1.3. 契約の締結及び公表等

協議が整った場合には、契約を締結するとともに、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設等の通称、ネーミングライツ料、契約期間等をホームページなどにより公表します。

#### 14. 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの事情・瑕疵により、当該施設等の通称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合における原状回復費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。

#### 15. その他

- (1) 提案いただいた施設が現在指定管理対象施設である場合には、事前に指定管理者と協議を行い、承諾を得た場合にのみネーミングライツ導入の手続きを進めることとなります。
- (2) 選定の結果、採用されなかった提案については、その内容は公表しません。

施設等提案募集型ネーミングライツに係る申請書等の書類をご提出いただく前に、まずは下記までお問い合わせください。

大分市財務部管財課財産管理担当班

電話：097-537-5608（直通）

Fax：097-538-7275

E-mail：kanzai@city.oita.oita.jp